

令和6年度 就学奨励費のお知らせ

板橋区教育委員会

1 就学奨励費とは

板橋区では一人一人の子供に適した指導を行い、楽しくのびのびと学習出来るように、小学校と中学校に特別支援学級を設けて、教育の充実をはかっております。この学級に通うために必要な通学費、学用品、給食費等の費用について、ご家庭の負担を軽くするため、教育費の一部を補助する制度です。

2 対象となる方

就学奨励費の対象者の方は、板橋区に住所を有し、下記のいずれかに該当する方です。

- ・小学校又は中学校の特別支援学級に在籍している方
- ・小学校又は中学校の通級指導学級に通級している方（就学援助、生活保護を受給中の方は除く）
- ・小学校又は中学校の通常学級に在籍し、学校教育法施行令第22条の3に規定する特別支援学校の就学基準に該当する方

3 申請方法について

板橋区立小・中学校に在籍し、特別支援学級、通級指導学級に在籍・通級している方に対し、令和6年7月に学校から申請書をお配りする予定です。

上記以外の方は、学務課学事係までお問い合わせください。

4 認定区分、支給品目及び支給金額について

就学奨励費は、家族構成や年齢区分によって算出される所得基準額と前年の所得及び就学援助費の受給の有無等によって判定される認定区分により支給品目・金額が異なります。

令和6年度の認定区分の算出方法、支給品目・金額等の詳細は、令和6年7月の申請書配付時にご案内いたします。

5 問い合わせ先

板橋区教育委員会事務局学務課学事係 TEL 3579-2611